

不戦兵士・市民の会は
皆さんと力を合わせて
憲法9条を守りぬきます



不戦兵士・市民の会 活動のご案内

戦場体験兵士が、「生き地獄絵図を見てきた数少ない証人」として、戦争だけは二度としてはならない」と、1988年1月に創立した「不戦兵士の会」は、憲法9条を生み出した源にある戦場・戦争体験を語り継ぐ活動が重要と考え、1999年2月、「不戦兵士・市民の会」に改称。今年（2013年）1月、創立25年を迎えました。

一方、貴重な戦場体験者・老兵士はまもなく消え去ろうとしています。戦場・戦争体験世代とともに、戦後世代市民のご入会を心から訴えます。

292-0814 千葉県木更津市八幡台2-5 C-1
tel 0438-40-5941 fax 0438-40-5942
mail fusen@kmj.biglobe.ne.jp
<http://www.home.f01.itscom.net/fusen>

私たちの考え方

- 1 本会は、国際紛争の解決は戦争によらず、すべて平和的手段によることを主張する。
- 2 本会は、わが国の憲法第9条の精神を遵守し、世界の平和を希求する。
- 3 本会は、市民による、市民のための、市民の国家体制に逆行するあらゆる思想、言動、政策に反対する。

「不戦兵士の会」創立主旨

戦後はや40年、古希も近いこの頃になって、ようやくかつての悲惨だった戦争を思い、最近の戦前回帰の風潮に真の恐ろしさを感じるようになりました。まことに蛍光灯の如き遅い反応にいささか気恥ずかしい気持ちですが、さりとてこのまま何もせず時の流れに消え果ててしまうのも悔しく、何か大事なことを忘れていたような気が致します。

終戦から今日まで、喜びも、苦しみも楽しみも、いろいろと経験し、人々にはそれぞれの考え方があることやお互いに譲り合って生きていくことの大切さ等も学びましたが、私どもはただ一つ悲惨な戦争を体験し、からくも生きながらえ、極限に追いつめられた人間がどのような行動をしたか、生き地獄絵図を見てきた数少ない生き証人として共通の地盤にたっていると思います。

それゆえに、私どもの出来ることといえば、かつての戦争はいかにして起こったか、戦争というものが、いかに非人間的なものであったか、そして国家の指導者たちのエゴから終戦の決断が遅れて、その結果、いかに多くの国民が犠牲に供されたか等々について、歴史の生き証人として後世に伝えることではないでしょうか。そしてそのことが間接的に軍縮平和への道に通ずるのであれば、このさい重い腰を上げて機会を掴んで世に訴える努力を致したいと存じ、この度「不戦兵士の会」を結成することに致しました。

戦前回帰を声高に叫ぶ一握りの人々に対し、もの言わぬ多数の良識ある人々が手を携えて平和な民主社会の確立に立ちあがることは、いま極めて大切なことと存じます。立ちあがる時に立ちあがらなければ、悔いを千歳に残すでしょう。

皆様のご協力、ご指導、ご鞭撻のもとに当会をより強固なものに致したいと存じます。

1988年1月

不戦兵士の会

「不戦兵士・市民の会」は2013年1月、創立25周年を迎えました

「不戦兵士・市民の会」規約(抜粋)

(名称) 第1条 本会は「不戦兵士・市民の会」という。

(目的) 第2条 本会は、先のアジア太平洋戦争(15年戦争)および戦争に至るまでの、われらの経験を痛切に受けとめ、あらゆる努力を通じて、わが国の非軍事化と民主化および世界平和の実現に寄与することを目的とする。

(構成) 第3条 本会は、先のアジア太平洋戦争に直接参加した兵士、および戦争体験の有無を問わず、市民で、本会の目的と主旨に賛同する者をもって構成する。

(事業) 第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 戦争体験の伝承のため講演会、談話会等の開催
- 2 戦場・戦争体験および不戦・平和のため会の内外を対象に不戦大学の開催
- 3 護憲、平和、反核、軍縮および環境保全を求める実質的諸活動
- 4 平和、民主諸団体との連帯・連携活動
- 5 世界諸国民との友好、とくに外国の元兵士との連帯のための活動
- 6 上記事業を行うための広報活動、およびその中核としての会報「不戦」の発行
- 7 その他本会の目的を達成するための事業

(普通会員・誌友会員) 第5条

- 本会会員は、普通会員(以下「会員」という)と誌友会員(以下「誌友」という)とする。
- 2) 会員は、総会に出席し、その議決に参加するとともに、会の行う諸活動に参加する。また会報に自らの意見、所感等を発表することができる。
 - 3) 誌友は、会の行う諸活動に参加し、会報に自らの意見、所感等を発表することができる。

(会議) 第6条 会議は、総会および理事会とする。

(総会) 第7条 総会は、本会の最高の議決機関であり、毎年度当初に開催する。ただし、代表理事が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

- 2) 総会は、会員の過半数をもって成立する。ただし、委任状による出席を妨げない。
- 3) 総会の議決は、出席者の過半数によって行う。
- 4) 総会は、次の事項を議決する。

- 1 前年度の会務総括および今年度の活動計画の承認
- 2 会計報告の承認
- 3 規約の改訂
- 4 役員を選任および解任
- 5 その他、本会運営上の重要事項

(理事会) 第8条 (会員定例会) 第9条 (役員等) 第10条 (役員の職務) 第11条 (事務局) 第12条

(支部) 第13条 (担当理事) 第14条 (会員および誌友の会費) 第15条 (財務) 第16条

(退会) 第17条 (除名) 第18条 (規約に定めない事項の決定) 第19条

(付則) この規約は、1988年1月11日に制定、実施

1999年2月27日に改訂、実施(会の名称を「不戦兵士・市民の会」に改称)

2010年4月3日に改定、実施

こんな活動をしています…

■ 季刊「不戦」(機関誌)の発行



No.167 2013 年秋季号

- *特集/侵略戦争の歴史から何を学び、安倍政権の改憲策動をいかに阻止するか (内藤 功/弁護士・日本平和委員会代表理事)
- *集団的自衛権の容認と行使は日本をどこへ導くのか—国連憲章と日本国憲法— (高野邦夫/軍事問題研究家・当会副代表理事) ほか



No.166 2013 年夏季号

- *特集/安倍再政権で、どうなる憲法「不戦の誓い」の危機によせて (森 英樹/名古屋大学名誉教授)
- *次々と明るみに出る体罰・いじめ問題はどこから—源流・原型は戦前の軍隊教育— (高野邦夫/軍事問題研究家・当会副代表理事) ほか



No.165 2013 年春季号

- *特集/戦後民主主義の再生と発展のための対話 わたしたちは、ほんとうに「わたし」を生きてきたか (米田佐代子/平塚らいてうの会会長・らいてうの家館長)
- *再録「ヒロシマからフクシマへ」 憲法と「核」を考えるために (浦田賢治/早稲田大学名誉教授) ほか



No.164 2012 年冬季号

- *特集/「学徒出陣」70周年プレ企画「学徒出陣とは何だったのか」 (高橋武智/「わだつみのこえ記念館」館長)
- *「本当の平和」とはどういうこと? その実現に何が必要か (佐藤昭夫/早稲田大学名誉教授・当会理事) ほか

こんな活動をしています…

■ 「語り部」の活動

「生き地獄」の戦場体験を生き抜いてきた私たちは、活動の重要な柱として、再び日本が戦争を起こすことのないように、アジア太平洋戦争とは一体何だったのか、その真実と核心を語り伝える「語り部」活動を続けています。

私たちは人数の如何に関わらず、いつでも、どこへでもはせ参じ、「語り部」としてお役に立ちたいと考えています。お問い合わせを心からお待ちいたしています。なお、本会のホームページを通じて「語り部」の紹介などを行っておりますので、ご参考にして下さい。

◆ 中学生が修学旅行で戦争体験の聞き取り学習

修学旅行のグループ活動で、中学生が毎年、本会を訪問されます。

その感想文から……

「多くの人が亡くなったこと、殺されるか殺すかの悲しい戦争。戦争とは何か？ 戦争とは本当にあっていいのかを考えてほしい」

「14歳の時、少年兵に志願したと聞いて驚きました。私たちと同じか、小さい歳であると思うと、本当にすごいと思います。国民にあなたもそれが普通だということに、学ばせていたんだと、目の当たりにした感じでした」

「戦争を体験していない私たちが、うまく伝えられないかも知れないけど、これからも平和について勉強し、戦争を体験した高齢者の方々の次に、戦争の怖さと伝えていけたらいいなと思っています」

■ 『戦場体験記』の刊行 兵士たちが語り継ぐ軍隊・戦争の真実



戦友よ 生きているうちに語ろう
(とも) 語らずに死ぬのは止めよう
語ってから死のう

『不戦』誌は、1988年の創刊以来24年、162号を数えます。そこに掲載された血のにじむような戦場・戦争体験記の一部をまとめました。戦場体験を語り継ぐこと、それは加害と被害の戦争の真実を伝え遺すことです。体験者にしかわからない時代の雰囲気や空気のようなものを非体験者に伝えます。2011年8月5日発行

- 日本図書館協会選定図書
- 全国学校図書館協議会選定図書

四六判 240頁
発行 (株)本の泉社
定価 1500円 (税込)

こんな活動をしています…

■ 誰もが参加できます！

「不戦兵士・市民の会」は名称のとおり、不戦兵士たちと、その生き証人としての活動に協力・協同し、日本と世界の平和を希求するすべての市民の会です。

戦争体験や、老若男女を問わず、目的と主旨に賛同する方々のご参加を、心からお待ちしております。

■ 不戦・平和・民主主義の立場から、憲法 9 条の遵守、核兵器廃絶などの社会的意思表示

改憲手続きのための国民投票法が 2007 年、自民・公明政権によって強行されましたが、その時の安倍内閣が昨年末に再登場という、逆風が吹き荒れています。本会理事の谷口末廣さんは、次のように語っています。

「戦場体験者は高齢となっているばかりでなく、亡くなっていく方が年々増えています。私も今年 93 歳ですが、あの手この手の改憲策動が続く限り、死に切れるものではありません。憲法9条を守り抜くため、わが会にぜひ若い人たちの参加をと願っています」

改憲勢力との鎬(しのぎ)をけずるたたかいは、まさに今が本番です。

■ 平和・友好団体との協力・共同の活動

「わだつみ会」や「戦場体験放映保存の会」など反核・平和団体との協力・共同行動を推進するとともに、撫順の奇蹟を受け継ぐ会、日中友好8・15の会、関東日中平和友好会と、7・7(盧溝橋事件)や9・18(柳条湖事件)を記念する集会を共催しています。

■ 国連 NGO の立場からの国際連帯活動

本会は、国際連合広報局(DPI)に登録された NGO(非政府機関)です。

アメリカをはじめとする海外の不戦兵士や、平和運と連帯する活動を進めています。



こんな活動をしています…

■ 「不戦大学」の開催

注目のテーマと、第一線で活躍されている各界の講師を招いて、年間4回、「不戦大学」(学習・講演会)を開催しています。

ヒロシマからフクシマへ

不戦大学
重隊で平和は築けるか
新聞の戦争責任とメディアの現況を検証する
メディアと戦争
わたしたちは、ほんとうに「わたし」を生きてきた
日本国民は いかにして
戦争に組みこまれていったのか
「教育基本法改正」になぜ反対するのか
不戦大学

人災！ 罪深き 福島原発事故の真相と背景

不戦大学
いまなぜ
憲法改正国民投票法なのか

国鉄分割民営化と
日本国憲法

不戦大学
機嫌事件の概要と本件再審の現代的意義

不戦大学
ラテンアメリカ
変革の熱い風

● 手記を募集しています！

皆さんの貴重な体験、提言、感想などをお待ちしております。
刊行物に反映させていただきます。

● 運営資金募金にご協力下さい！

会員の高齢化にともない、活動の上で大きな困難を抱えています。
戦争体験を正しく継承し、本会の主張と存在をより多くの人々に広め、活性化を図るため、会の運営資金募金にご理解とお力添えをお願いいたします。

『不戦兵士・市民の会』 入会申込書

会の目的（私たちの考え方、創立主旨）と規約に賛同し、会員・誌友会員として、入会を申し込みます。

年 月 日

会 員 誌友会員 (いずれかに○印を)

お名前 (ふりがな)

男・女 年齢 () 歳

ご住所 〒

ご連絡先 (Tel・fax・メールアドレスなど)

- 年会費＝会員1万円 誌友会員5千円 団体は1口1万円
- 会費納入＝郵便振替または現金書留でお払い込み下さい（前納制です）。
郵便振替 00100-6-407197 「不戦兵士・市民の会」

ご入会にあたってのメッセージをひとこと！